（第1号様式）

保育士修学資金　貸付申請書

年　　月　　日

山形県社会福祉協議会長 殿

保育士修学資金の貸付を受けたいので、関係書類を添えて次のとおり申請します。

貸付希望種別	保育士	※県社協記入欄　貸付コード番号及び貸付開始年月					
		貸付コード番号			年　月		
養成施設名							
	（　）年課程の第　学年在学中		在学期間	年　月～　年　月迄			
フリガナ		日本学生支援機構の給付型奨学金（返済不要）と授業料減免について					
氏　名	㊞	採用決定 ・ 申請中 ・ 非該当 ・ 未申請 ※既に採用決定の方は決定通知書の写しも提出ください					
生年月日等〈西暦〉	年　月　日生（　歳）	男 ・ 女					
現住所 電話番号	〒　－ 自宅通学 ・ 自宅外通学　電話（　）／携帯電話（　）						
本籍地							
借用希望期間・金額	〈西暦〉　年　月から　年　月まで（　ケ月間）						
	①修学資金　＿＿＿＿円（内訳：月額　円×　ヵ月）						
	※修学資金借用希望の総額の内訳（日本学生支援機構の給付型奨学金及び授業料等減免額を差し引いた額の内訳）を書いてください。複数年を借り入れ希望で教材費等2年目以降が不明な金額は1年目を参考に積算してください。						
	授業料　円 参考図書　円						
	実習費　円 学用品　円						
	教材費　円 交通費　円						
	②入学準備金　＿＿＿＿円（20万以内　初回加算）						
	③就職準備金　＿＿＿＿円（20万以内　最終回加算）						
	合　計	（①＋②＋③）　円					
生活保護受給状況	ア. 受けている　→ 福祉事務所長が発行する「生活保護受給証明書」を添付 イ. 受けていない						
他資金の受給・借入状況	ア. 有　→ 日本学生支援機構の貸与型奨学金（第一種・第二種）　その他（　） イ. 無　※有の場合、該当する奨学金に○をつけるか、資金の名称をお書きください。						
卒業後の希望就職先 ※必須	第一希望						
	第二希望						

世帯の状況 ※申請者の同一生計の家族		氏名	続柄	職業	年齢	現在の収入（月収）	勤務先・学校名学年等	世帯主と同居・別居
	1		世帯主					
	2							同居・別居
	3							同居・別居

（第1号様式）

世帯の状況 ※申請者の同一生計の家族	4							同居・別居
	5							同居・別居
	6							同居・別居
	世帯主の住所（申請者と別居の場合） 〒 電話 （ ）							

	学歴	職歴
本人の履歴	年 月 中学校卒	年 月
	年 月	年 月
	年 月	年 月

連帯保証人になる者に関する事項 ※保証人となる方が記入のこと			
フリガナ			申請者との関係
氏 名	㊞		
生年月日等〈西暦〉	年 月 日生 （ 歳）		男 ・ 女
現住所 電話番号	〒 － 電話 （ ） ／ 携帯電話 （ ）		
本籍地			
勤務先名		職 種	
雇用形態		月収（税込）	円
勤務先住所	〒 －	勤務年数	年

備考 1 卒業後の希望就職先欄には、施設の種別等を記入してください。例：〇〇保育所、△△こども園
2 生計維持者（原則として父母）の「市町村県民税（所得・課税）証明書」（収入金額又は所得金額、控除の内訳が明記されているもの。課税額のみは不可）を添付してください。
3 住民票（申請者と同一生計の方全員分。発行後3か月以内、個人番号以外省略なし）を添付してください。
4 養成施設等に入学時、年齢が45歳以上で、離職して2年以内の方は、「離職証明書」を添付してください。
5 連帯保証人の「市町村県民税（所得・課税）証明書」（収入金額又は所得金額が明記されているもの。控除の内訳が明記されているもの。課税額のみは不可）を添付ください。
6 高等教育の修学支援新制度における授業料等減免の採用決定に係る通知（授業料等減免額がわかる書類。 ※予約採用者のみ）
7 この申請書及び関係書類は、申請者が在学している養成施設に提出してください。

上記のとおり保育士修学資金を借り入れたく申し込みます。
私及び私の世帯の者は、暴力団員ではありません。また、今後も暴力団員にはなりません。
私は、貴社会福祉協議会が必要に応じ官公署等から私又は私の世帯員に係る暴力団員該当性情報の提供を求めることに同意します。

暴力団とは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」（平成3年法律第77号）第2条第2号にあるとおり、「その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体」を指します。

年 月 日

借入申込者（自 署） ㊞

連帯保証人（自 署） ㊞

※本資金貸付は、租税特別措置法第91条の3第2項の規定の適用により印紙税が課せられません。